

役員・専門委員規程

制定 2017年 7月26日

改定 2018年 5月23日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下 SAK という）の役員、専門委員への就任、就退任、執務に関する基本的事項を定めるものである。

（定義）

第2条 役員とは、役員候補選出委員会（以下 役選委員会 という）の推薦及び理事会の推薦に基づき、理事会が評議員会へ附議し、評議員会で選出したものをいう。

2. 専門委員とは各専門委員会の委員としてSAKの依頼に基づき加盟団体より推薦され理事会で承認されたものをいう。

（役員の職位）

第3条 役員の職位は次のとおりとする。

- （1）会長
- （2）副会長
- （3）専務理事
- （4）常務理事（総括）
- （5）常務理事（総務本部長、教育本部長、競技本部長）
- （6）事務局長・各副本部長
- （7）各本部理事
- （8）専門委員
- （9）監事（いかなる役員にも支配されない独立した役員）
- （10）名誉役員（名誉会長、顧問、参与）（名誉役員規程による）

（辞任）

第4条 役員が辞任しようとする場合は、原則として2ヶ月前に会長に申し出なければならない。

2. 前項の場合において、会長はこれを理事会に諮り、決議するものとする。

（解任）

第5条 定款28条に基づき役員として適格でないとして理事会において判断された場合には、評議員会に諮った上で解任されるものとする。

（専門委員及び事務局員の定年）

第6条 専門委員及び事務局員の定年は原則として次のとおりとする。

(1) 専門委員 70歳

但し経験、資格、健康等を考慮して本部長による選任を認める場合がある

(2) 事務局員 70歳

2. 事業年度の途中で定年に達した場合には、その日以降最初に到来する任期をもって退任するものとする。

(禁止事項)

第7条 役員は次の行為をしてはならない。

(1) SAKの財産を理事会の承認なくしてSAK外の目的に使用すること

(2) 専門委員をSAK以外の目的に使用すること

(3) 職務上の地位を利用して個人的な取引を行うこと、または手数料・リベートなどの金品を収受すること

(4) 職場の秩序を乱す行為をなすこと

(5) その他、SAKを欺く一切の行為

(機密の保持)

第8条 役員は、SAKの機密を保持することはもとより、理事会や企画会議、執行役員会での討議の経緯及び内容等を、職務遂行上必要な者以外に漏洩してはならない。

(損害賠償)

第9条 前8条、9条に違反し、SAKに損害を与えたときは、その損害の全部または一部を弁償させることがある。

2. 役員が在任中知り得たSAKの機密及びノウハウ等を漏洩し、その結果、SAKが損害を被ったことが明確な場合は、その損害の全部または一部を弁償させることがある。

(報酬等)

第10条 役員及び委員の報酬は無しとし、行動費は旅費規程の定めるところによる。

(改廃)

第11条 本規程は、理事会の決議による。